

徳島県選挙管理委員会告示第五号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和五年十一月二十二日から施行する。

令和六年一月五日

徳島県選挙管理委員会 中 田 丑 五 郎

一の表¹¹²の項中「医療法人成悠会 介護老人保健施設 ゆうゆう荘」を「医療法人栄寿会 介護老人保健施設 小松島名月苑」に改める。

二の表中63の項を66の項とし、48の項から62の項までを六項として繰り上げ、66の項を61の項とし、同項の次に次の一項を加える。

92	カービス付き高齢者向け住宅アルガス・ローヌ虹の橋	板野郡藍住町栗中富字胆傍示54番3
----	--------------------------	-------------------

二の表中85の項を86の項とし、69の項から74の項までを五項として繰り上げ、68の項を71の項とし、同項の次に次の二項を加える。

72	カービス付き高齢者向け住宅ローテーションルカ虹の橋	名西郡石井町石井字石井233-30
73	カービス付き高齢者向け住宅夢ピシツジネルトリンゲン	名西郡石井町石井字石井1336-7

二の表中97の項を70の項とし、22の項から69の項までを三項として繰り上げ、21の項の次に次の三項を加える。

22	ケアハウス 虹の橋ガーデン	徳島市佐古二番町6-9
23	カービス付き高齢者向け住宅夢ピシツジコペンハーゲン	徳島市中島田町3丁目60番地1
24	カービス付き高齢者向け住宅夢ピシツジコツウオルズ	徳島市中島田町4丁目113